

○射水市いきいき長寿館条例

平成29年3月17日

条例第1号

改正 平成30年12月21日条例第35号

(設置)

第1条 高齢者が気軽に集い、活動できる場を提供することにより、介護予防の推進並びに健康及び福祉の増進を図るため、射水市いきいき長寿館(以下「長寿館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 長寿館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いきいき長寿館	高岡市下牧野385番地1

(開館時間)

第3条 長寿館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(休館日)

第4条 長寿館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用者の資格)

第5条 長寿館を使用することができる者は、市内に居住するおおむね65歳以上の者とする。ただし、長寿館の運営に支障がなく、市長が適当と認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 長寿館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするに当たっては、使用の制限その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、長寿館の使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。

- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (3) 長寿館の管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により長寿館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公益上又は管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により、使用者に損害が生じた場合においても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、時間超過に係る使用料又は市長が特にやむを得ないと認めたものについては、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、長寿館の使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、長寿館の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、長寿館の使用を終了したとき(第8条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は退去を命じられたときを含む。)は、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、建物、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状

に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に長寿館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第17条 前条の規定により指定管理者に長寿館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 長寿館の維持管理に関する業務
- (2) 長寿館の使用の許可等に関する業務
- (3) 長寿館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、長寿館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第3条、第4条及び第6条から第8条までの規定の適用については、第3条及び第4条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて」と、第6条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長」とあり、及び「市」とあるのは「指定管理者」と、「第6条第1項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第1項」と、「第6条第2項」とあるのは「第17条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第2項」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に長寿館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第19条 第16条の規定により指定管理者に長寿館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第9条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、第9条に規定する金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。
- 3 使用者は、時間超過に係る利用料金を除き、使用の許可と同時に利用料金を納めなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、その使用後に納めることができる。
- 4 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 5 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

できる。

- 6 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第11条の規定を準用し、その全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、長寿館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(7)まで 略

(8) 第9条の規定による改正後の射水市いきいき長寿館条例第9条の規定

別表(第9条関係)

室名	区分	単位	使用料(1時間当たり)
軽運動室	カローリングコート	1面	300円
	その他の場合	半面	450円
		全面	900円

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。